

中間市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中間市屋外広告物条例（平成27年中間市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第5条、第7条第4項、第10条第3項及び第11条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物（新規・更新・変更）許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出するときは、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

(1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場所の状況を知り得る図面又はカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限り。以下同じ。）

(2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造（照明等の付帯物を含む。）等に関する仕様書及び図面

(3) 広告物の意匠、色彩及び表示に関する図書

(4) 国若しくは地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。）又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

(5) 貼り紙、貼り札その他これらに類するものについては、その現物又は見本

3 市長は、必要と認めるときは、申請書の記載内容及び前項各号に掲げる図書等の一部を省略させることができる。

4 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、速やかに、申請者に対し、屋外広告物（新規・更新・変更）許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）によりその旨を通知するものとする。

(公共広告物)

第3条 条例第7条第1項第3号の規則で定めるものは、貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの以外の広告物又は掲出物件（官公署の建物若しくはその敷地に表示し、又は設置されるものを除く。）とする。

2 条例第7条第1項第3号の規定による協議をしようとする国又は地方公共団体は、公共広告物協議書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(適用除外の基準)

第4条 条例第7条第1項第4号の規則で定める基準は、広告物の表示面積の合計が0.5平方メートル以内で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内とする。

2 条例第7条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第4条第1項の地域又は場所においては、広告物の表示面積の合計が5平方メ

ートル以内のものであること。

(2) 条例第5条に規定する地域又は場所においては、広告物の表示面積の合計が15平方メートル以内のものであること。

3 条例第7条第2項第2号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が5平方メートル以内のものであることとする。

4 条例第7条第2項第3号の規則で定める基準は、当該工事期間中に限り表示される広告物で、営利を目的としないものであることとする。

5 条例第7条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名、商標、自己の事業又は営業の内容等を表示するものであること（自動車の外面を利用するものについては、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内のものに限る。）。

(2) 営利を目的としない宣伝、行事、催物等を表示するものであること（自動車の外面を利用するものについては、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内のものに限る。）。

6 条例第7条第3項第1号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が5平方メートル以内のものであることとする。

7 条例第7条第3項第2号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が5平方メートル以内のものであることとする。

8 条例第7条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第7条第4項第1号に掲げる広告物又は掲出物件については、広告物の表示面積の合計が15平方メートル以内のものであること。

(2) 条例第7条第4項第2号に掲げる広告物又は掲出物件については、広告物の表示面積が10平方メートル以内のものであること。

9 条例第7条第6項の規則で定める基準は、広告物の表示期間が1月以内であることとする。

(屋外広告物等の規格)

第5条 条例第9条の規定による広告物又は掲出物件の規格は、別表のとおりとする。

(許可の期間)

第6条 条例第10条第1項の許可の期間は、次の各号に掲げる広告に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 貼り紙、貼り札、立看板、広告幕、アドバルーンその他これらに類するもの（以下「簡易な広告物等」という。） 1月以内

(2) 前号に掲げる以外のもの 3年以内

(更新の許可の申請)

第7条 条例第10条第3項の規定による許可の期間について、更新の許可を受けようとする者は、既に受けている許可期間の満了の日の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出するときは、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の現況のカラー写真
- (2) 屋外広告物自主点検結果報告書（別記第4号様式。条例第16条の規定により屋外広告物管理者を設置するものについては、その点検を受けたものに限る。）
- (3) 国若しくは地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、速やかに、申請者に対し、許可書によりその旨を通知するものとする。

（変更又は改造の許可の申請）

第8条 条例第11条第1項の変更又は改造の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする日の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、速やかに、申請者に対し、許可書によりその旨を通知するものとする。

（軽微な変更又は改造）

第9条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補強又は修理
- (2) 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替え
- (3) 許可の期間内における同一業務に関する広告物の取替え
（許可証等）

第10条 条例第13条の許可印及び許可証の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

（屋外広告物の管理者に係る区分）

第11条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 簡易な広告物等
- (2) 電柱を利用する広告物その他これに類するもの
- (3) 建築物の壁面に直接塗付する広告物

2 条例第16条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造の広告物又は掲出物件で、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと市長が認めたものとする。

（屋外広告物管理者等の届出）

第12条 広告物又は掲出物件の許可を受けた者は、次に掲げるときは、直ちに、屋外広告物管理者等設置・変更届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第16条第1項の屋外広告物管理者を設置又は変更したとき。ただし、広告物又は掲出物件の許可を受けようとする者が申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告

物管理者の欄に所定の事項を記載したときは、この限りでない。

(2) 条例第17条第2項の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があったとき。

(3) 条例第17条第3項の規定による許可を受けた者又は屋外広告物管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(保管した広告物又は掲出物件の管理)

第13条 市長は、条例第20条に規定する方法により公示を行うとともに、保管した広告物（条例第23条第1号の広告物を除く。）又は掲出物件の保管物品一覧簿（別記第7号様式）を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(返還の手続)

第14条 条例第24条の規定により、返還を受けるべき所有者等に保管した広告物若しくは掲出物件又は売却した代金を返還するときは、屋外広告物等返還（申出・受領）書（別記第8号様式）と引換えに返還するものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、別記第9号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

広告物又は掲出物件の規格

広告物の種類		広告物又は掲出物件の規格
広告塔	建築物の屋上に設置するもの	高さはこれを設置する建築物の高さの3分の2以下、地上から広告塔の上端までの高さは50メートル以下とすること。
	鉄道又は道路（国道及び主要地方道に限る。以下同じ。）からの展望を目的とする野立広告塔	高さは30メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告塔相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域については、高さに係る規格のみを適用する。
	その他広告塔	高さは15メートル以下（商工業地域については、30メートル以下）、対向面積は50平方メートル以内、広告塔相互間の距離は15メートル以上とすること。ただし、商工業地域については、高さに係る規格のみを適用する。
広告板	鉄道又は道路からの展望を目的とする野立広告板	高さは10メートル以下、対向面積は100平方メートル以内、広告板相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル以上とすること。ただし、商工業地域については、高さに係る規格のみを適用する。
	その他広告板	高さは5メートル以下、対向面積は50平方メートル以内、広告板相互間の距離は5メートル以上とすること。ただし、商工業地域については、高さに係る規格のみを適用する。
建築物の壁面を利用するもの		表示面積は、壁面面積の3分の1以内（商工業地域については、壁面面積の5分の3以内）とすること。
電柱類を利用するもの	電柱類に直接塗付するもの	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
	電柱類から突出するもの	広告物の高さは路面から4.5メートル以上（歩道上については、2.5メートル以上）、広告物の出幅は0.8メートル以内、広告物の大きさは縦1.5メートル以内、横0.8メートル以内とすること。
	電柱類に巻き付けるもの	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
立看板		大きさは縦2.0メートル以内、横1.0メートル以内、脚の長さは0.3メートル以内とすること。
貼り紙、貼り札の類		面積は、1平方メートル以内とすること。
建築物より突出する形式の		広告物の高さは路面から4.5メートル以上（歩道上につい

もの	ては、2.5メートル以上)、広告物の面積は20平方メートル以内、広告物の出幅は道路境界線から1.0メートル以内とすること。
自動車の外面を利用するもの	<p>1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの（広告板を用いて表示するものを除く。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内とすること。</p> <p>(2) 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする。</p> <p>(3) 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>(4) 広告物の材質は、発光、蛍光その他反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内とすること。</p>

備考 この表において商工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

別記第1号様式（第2条、第7条、第8条関係）

屋外広告物（新規・更新・変更）許可申請書

中間市長 様 年 月 日

申請者 住所 氏名 印
電話番号
〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

中間市屋外広告物条例第5条、第7条第4項、第10条第3項又は第11条第1項に規定する許可を受けるため、次のとおり申請します。

1 表示（設置）場所 （移動するものはその範囲）			
2 屋外広告物管理者 〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 〕	住所 氏名 資格	電話番号	
3 工事施工者 〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 〕	住所 氏名	電話番号 屋外広告業登録番号 第 号	
4 工事完成予定日	年	月	日
5 表示（設置）期間	年	月	日から 日まで
6 前回許可（更新）	年	月	日 第 号
7 種類、規模及び数量	・貼り紙 枚 ・貼り札 枚 ・広告幕 枚 ・立看板 枚 ・アドバルーン 個	・広告板 (m ²) ・広告塔 (m ²) ・電柱利用広告 (個) ・その他 (m ²)	
8 照明装置	有 ・ 無		
9 他の法令の許可	法令名	許可年月日	番号
※受付印	※手数料欄		

- 注 1 ※の欄は、記入の必要はありません。
 2 新規申請及び変更申請の場合は、①付近の図面又はカラー写真②形状、寸法及び構造に関する仕様書及び図面③表示の内容又は写真④広告物設置承諾書⑤貼り紙、貼り札については現物又は見本を添付してください。
 3 更新申請の場合は、①物件の現況のカラー写真②広告物自主点検結果報告書③広告物設置承諾書を添付してください。
 4 2の屋外広告物管理者の欄は、簡易な広告物等の場合には記入の必要はありません。
 5 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

別記第2号様式（第2条、第7条、第8条関係）

屋外広告物（新規・更新・変更）許可書

年 月 日

申請者 住 所 丁 一
氏 名
電話番号

中間市長

年 月 日に申請があった屋外広告物に関する許可については、中間市屋外広告物条例第5条、第7条第4項、第10条第3項又は第11条第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

1 表示（設置）場所 （移動するものはその範囲）			
2 屋外広告物管理者 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕	住 所 氏 名 資 格	電話番号	
3 工事施工者 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕	住 所 氏 名	電話番号 屋外広告業登録番号 第 号	
4 工事完成予定日	年	月	日
5 表示（設置）期間	年	月	日から 日まで
6 前回許可（更新）	年	月	日 第 号
7 種類、規模及び数量	・貼り紙 枚 ・貼り札 枚 ・広告幕 枚 ・立看板 枚 ・アドバルーン 個	・広告板 (m ²) ・広告塔 (m ²) ・電柱利用広告 (個) ・その他 (m ²)	
8 照 明 装 置	有 ・ 無		
9 他の法令の許可	法 令 名	許 可 年 月 日	番 号

許可の条件

- 1 広告物等の工事が完了したときは、速やかに別添様式の工事完了届を提出すること。
- 2 屋外広告物管理者を設置（変更）したときは、速やかに所定の設置（変更）届を提出すること。
- 3 設置者の変更又は設置者・管理者の氏名・住所に変更があったときは、速やかに所定の変更届を提出すること。
- 4 広告物等を常に良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行うこと。
- 5 広告物等の変更又は改造を行おうとするときは、許可期限内であっても所定の許可申請書により許可を受けること。
- 6 許可期間の満了後、続けて掲出しようとするときは所定の許可申請書により許可を受けること。
- 7 許可期間が満了したときは、10日以内に除却すること。

別記第3号様式（第3条関係）

公 共 広 告 物 協 議 書

年 月 日

中間市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

〒 ー

印

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

中間市屋外広告物条例第7条第1項第3号の規定により、次のとおり協議します。

広告物等の種類、寸法等	種類	数量
	寸法	表示面積の合計 m^2 縦 m 、横 m 、面数 面 地上からの高さ m 照明の有無 有・無
表示(設置)の場所		
表示(設置)の期間		年 月 日から 年 月 日まで
表示(設置)の目的		
広告物の管理責任者 (連絡先)		
添付書類 1 形状及び寸法に関する図面 2 意匠、色彩及び表示に関する図書並びに照明を伴うときは、その大要に関する図書 3 表示(設置)場所の見取図		承認印

注 広告物等に関しては、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しておくこと。

屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

中間市長 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名 印

電話番号

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

中間市屋外広告物条例施行規則第7条第2項第2号の規定により、屋外広告物自主点検結果を次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

- (1) 種 類
- (2) 表示（設置）場所
- (3) 設置年月日 年 月 日
- (4) 前回の許可 年 月 日 第 号

2 点検結果

点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要
①主要部分の変形又は腐食	有・無	
②取付（支持）部分の変形又は腐食	有・無	
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食	有・無	
④表示面の汚染、変色又は剥離	有・無	
⑤その他特に点検した箇所	有・無	
上記のとおり点検を行いました。 年 月 日 住 所 氏 名 印 (一級建築士・二級建築士・屋外広告士)		

注 1 「（一級建築士・二級建築士・屋外広告士）」は、簡易な広告物以外の広告物等の場合のみ該当する資格を○で囲むこと。

2 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別記第5号様式(第10条関係)

許可印



許可証

5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

屋 外 広 告 物 許 可 証		
許可番号	第	号
許可月日	年	月 日
許可期限	年	月 日まで
中 間 市		

7センチメートル

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

中間市長 様

〒 -

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の
ので、次のとおり届け出ます。

〔 管理者を設置した
 表示者 設置者 管理者 を変更した
 表示者 設置者 管理者 の氏名
若しくは名称又は住所を変更した 〕

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
表示（設置）の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
表示（設置）の場所			
種 類	数 量 枚 個		
管理者設置 変 更 年 月 日	年 月 日		
届 出 事 項	管理者設置の場合	住所 〒(-) 氏名 電話 (- -) 印 資格	
	変更の場合	新 表示又は設置者	住所 〒(-) 氏名 (名称) 電話 (- -)
		旧	住所 〒(-) 氏名 (名称) 電話 (- -)
	新 管 理 者	新	住所 〒(-) 氏名 電話 (- -) 印 資格
		旧	住所 〒(-) 氏名 電話 (- -)

- 注 1 [] 内は、該当する箇所 (□) に「レ印」を記入してください。
 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。
 3 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。
 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます（個人の場合に限る。）。

別記第7号様式（第13条関係）

保 管 物 品 一 覧 簿							
整 理 番 号	保管した広告物又は掲出物件		保管した広告物又は掲出物件が放置されていた場所	除 却 した 年 月 日	保管を始めた 年 月 日	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数 量					

別記第8号様式(第14条関係)

屋外広告物等返還(申出・受領)書

年 月 日

中間市長

様

申請者 住所
(返還を受けた者)

氏名
電話番号

印

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)

中間市屋外広告物条例第24条の規定に基づき、次のとおり(広告物又は掲出物件・現金)の返還を受けました(受けます)。

1 広告物又は掲出物件の返還を受けた日	年 月 日
2 広告物又は掲出物件の返還を受けた場所	
3 返還を受けた広告物又は掲出物件の名称又は種類	
4 返還を受けた広告物又は掲出物件の数量	
5 返還を受けた金額又は返還を受ける金額	円
※受付印	※整理番号

注 1 ※のある欄は記入しないこと。

2 個人が申し出る(受領する)場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別記第9号様式（第15条関係）

（表）

90ミリメートル

証 明 書		
所 属		
職氏名		
年	月	日生
上記の者は、中間市屋外広告物条例第26条に規定する立入検査をする職員であることを証明する。		
年	月	日
	中間市長	印

55
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

（裏）

中間市屋外広告物条例（抄）
（報告及び立入検査）
第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（罰則）
第37条 第26条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。